

## 松江市建設工事等に係る事故報告について

## 1. 事故報告の手続き

## (1) 事故の速報、続報

受注者は、建設工事等の施行中に事故が発生した場合は、直ちに救済に必要な対応を行うと共に、再発を防止し現場の安全を確保するため緊急措置を行った後、監督職員に電話通報に加え、様式2-1により事故当日中にFAX、メール等にて報告しなければならない。

市発注の建設工事等の施行において発生した、「すべての事故」を報告の対象とする。

また、事故の速報内容に変更又は追加があった場合は、遅滞なく報告しなければならない。

## (2) 事故報告書

受注者は、監督職員が指示する期日までに、様式2-2を提出しなければならない。

市発注の建設工事等の施行において発生した、「すべての事故」を報告の対象とする。

注1) 建設工事等とは、「土木、建築に係る建設工事及び建設コンサルタント業務等（測量・調査・設計業務委託）」をいう。

注2) 土木工事の場合は、島根県公共工事共通仕様書第1編1-1-1-30「事故報告書」、建築工事の場合は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第1章1.3.9「災害時の安全確保」による。

注3) 建設コンサルタント業務等の場合は、島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書の各共通編「安全等の確保」による。

## [用語の定義]

市発注建設工事及び建設関連業務の施行	残土や資機材運搬中の車両等が起こした事故を含む。但し、現場到着単価の資機材を運搬中の車両等が工事現場外で起こした事故及び工事関係者の通勤途上での交通事故を除く。
すべての事故	(1) 労働災害事故（軽傷、不休の場合も含む） (2) もらい事故（軽傷、不休の場合も含む） (3) 死傷公衆災害（軽傷・不休の場合も含む） (4) 物損公衆災害（軽微なものを含む） (5) その他の事故（市民生活等に支障を来たす事故）
工事等関係者事故	元請・下請会社の各事業者及び労働者、これに類する者（警備保障会社から派遣された交通誘導員等）をいう。労働災害及び労働災害に類する事故を含む。
もらい事故	当該工事等関係者以外の第三者が起因して当該関係者が死傷した事故。
死傷公衆災害	工事作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者が死傷した事故。
物損公衆災害	工事作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故
通報	休日・時間外でも必ず通報すること。（FAX、メール可）
工事等現場内	土捨場、資機材置場等の関連施設を含む。
労働災害	労働安全衛生法第2条(定義)第1号労働災害：労働者の就業に係る建築物、設備、原材料、ガス、蒸気粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
労働災害に類する事故	事業者、船員法適用者等の被災等が該当。
労働者	労働安全衛生法第2条(定義)第2号労働者： 労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。 労働基準法第9条(定義(1))： この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
休業日数	被災者を雇用している事業者が労働基準監督署へ届け出る「労働者死傷病報告」の様式の種別により、休業日数を判別する。（労働安全衛生規則第97条様式第23号：休業4日以上、様式第24号：休業4日未満）被災した日は休業日数に含まない。
直ちに	何があっても遅延は許されず、「即座に」。（※人命救助を最優先すること。）
遅滞なく	事情の許す限りできるだけ早く。かならずしも「即座」という意味ではなく、やむを得ない正当な事由がある場合には、多少の遅延は許される。

## 2. 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害（工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>または、資機材・工場製品輸送作業（以下「輸送作業」という。）が起因して、工事関係者が死亡、あるいは負傷した事故。</p> <p>※工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p> <p>※輸送作業：〔土木工事〕 共通仕様書1-1-1-33交通安全管理第6項に規定された安全輸送上の計画に記載された作業 〔建築工事〕 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）第3章交通対策に示す作業</p>
(2) もらい事故（第三者の行為に起因して、工事関係者が負傷した事故）	工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。
(3) 死傷公衆災害（工事作業に起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。
(4) 物損公衆災害（工事作業に起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して、第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。
(5) その他の事故	<p>労働安全衛生規則第96条に規定する、建設物及び付属物又は工事等に伴う仮設物及び機械等が、損壊・倒壊等の事故。</p> <p>工事関係作業及び輸送作業に起因して、交通等の遮断又は危険物の流出等を伴うことにより、市民生活等に支障を来たすなど社会的な問題となった事故。</p>

注) 休業日の算定には、勤務を要しない日（例えば土・日・祝日等）を含まない。

## 3. 提出書類

## (1) 事故の速報、続報

1) 様式2-1「事故報告(第\_\_号)」

## 2) 添付書類

(速報)・事故状況説明図、事故現場の写真

(続報)・事故状況説明図、事故現場の写真(速報内容に変更及び追加がある場合)

・様式2-2「事故報告書」の添付資料のうち、提出できる状況となった資料

## (2) 事故報告書

1) 様式2-2「事故報告書」

## 2) 添付書類

	名 称	備 考
1	事故状況説明図	位置図・平面図・断面図等、事故発生時の状況がわかるもの ※事故発生時の状況は、図解等で具体的に記載
2	事故現場の写真	現場の状況がわかるもの ※平面図等に撮影方向を記載
3	安全管理体制図	施工計画書に記載されたものの写しでも可
4	下請負人指導責任者届(写し)	※下請契約がある場合のみ
5	施工体系図(写し)	※下請契約がある場合のみ
6	労働者死傷病報告(写し)	労働安全衛生規則第97条(様式第23号) ※労働災害の場合のみ (労働基準監督署の收受印があるものの写し)
7	使用停止等命令書(写し)	法違反があり、作業の全部又は一部の使用停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止、又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を、労働局長又は基準監督署長が事業者に対し命令するもの
	上記に対する報告書(写し)	使用停止等命令書を受けた事項に対する報告書
8	是正勧告書(写し)	法違反の是正を求める場合に、労働基準監督官が事業者に対し交付するもの
	上記に対する報告書(写し)	是正勧告を受けた事項に対する報告書
9	指導票(写し)	法違反ではないが、改善を求める場合に、労働基準監督官が事業者に対し交付するもの
	上記に対する報告書(写し)	指導を受けた事項に対する改善報告書
10	医師の診断書等(写し)	全治日数等(見込みで可)がわかるもの
11	その他	

注) 法令等のために該当せず、上記の書類がないものについては添付の必要はない。

様式 2-1 (速報、続報用)

## 事 故 報 告 (第 号)

年 月 日 ( ) 時 分 発

宛 先	課(室)名			発 信 者	受注者名		
	職・氏名				職・氏名		
	連絡先	TEL	Fax		連絡先	TEL	Fax

工事(業務)名		
工事(業務)場所		
契 約 金 額		
工期(履行期間)	年 月 日 ~ 年 月 日	
工事(業務)概要		
受 注 者	(住所) (氏名)	
発生日時: 天候	年 月 日 ( ) 時 分 頃 : 天候	
発 生 場 所	松江市	
事 故 原 因 者	<input type="checkbox"/> 元請 : <input type="checkbox"/> 次下請 (市入札参加資格 有・無) : <input type="checkbox"/> 第三者	
事 故 の 分 類	<input type="checkbox"/> 労働災害(工事関係者の死傷) <input type="checkbox"/> もらい事故(工事関係者の死傷) <input type="checkbox"/> 死傷公衆災害(第三者の死傷) <input type="checkbox"/> 物損公衆災害(第三者の資産損害) <input type="checkbox"/> その他事故(火災、爆発、建設物・機械等の損壊倒壊、交通等の遮断他)	
被 災 者	氏 名	: 男性・女性 ( 才)
	所属又は住所	<input type="checkbox"/> 元請・ <input type="checkbox"/> ( )次下請 ( ): 松江市
	被 災 内 容	(休業 日、全治 日)
被 災 物 件	物 件 名	
	所有者: 管理者	: 松江市
	被 災 内 容	
事 故 概 要 (詳しく記入)	事 故 の 原 因	
	事 故 の 状 況	
事 故 後 の 対 応	応 急 処 置 等	
	二 次 災 害 対 策	
関係機関の通報等	(労働基準監督署、警察署、その他機関への届出の状況)	

注) 1 現時点で不明な点は「不明」と記入、明らかになった時点で続報又は最終報告に記入する。

2 被災者、被災物件が複数ある場合は記載欄を修正、不足する場合は記載欄を追加し記入する。

様式2-2（最終報告用）

年 月 日

（あて先）松江市長

住所  
受注者  
氏名

## 事 故 報 告 書

建設工事等の施行において発生した事故について、下記のとおり報告します。

記

工 事（業 務）名		
工 事（業 務）場 所	松江市	
契 約 金 額		
工 期（履 行 期 間）	年 月 日 ～ 年 月 日	
現 場 設 置 者	現場代理人（管理技術者）	
	主任技術者又は監理技術者	
発 生 日 時：天 候	年 月 日（ ） 時 分 頃：天 候	
発 生 場 所	松江市	
事 故 原 因 者	<input type="checkbox"/> 元請： <input type="checkbox"/> 次下請（市入札参加資格 有・無）： <input type="checkbox"/> 第三者	
事 故 の 分 類	<input type="checkbox"/> 労働災害（工事関係者の死傷） <input type="checkbox"/> もらい事故（工事関係者の死傷） <input type="checkbox"/> 死傷公衆災害（第三者の死傷） <input type="checkbox"/> 物損公衆災害（第三者の資産損害） <input type="checkbox"/> その他事故（火災、爆発、建設物・機械等の損壊倒壊、交通等の遮断他）	
被 災 者	氏 名	： 男性・女性（ 才）
	所 属 又 は 住 所	<input type="checkbox"/> 元請・ <input type="checkbox"/> （ ）次下請（ ）：松江市
	被 災 内 容	（休業 日、全治 日）
被 災 物 件	物 件 名	
	所 有 者：管 理 者	：松江市
	被 災 内 容	
事 故 概 要 （確定内容を記入）	事 故 の 原 因	
	事 故 の 状 況	
事 故 発 生 時 の 管 理	現 場 管 理 状 況	
	安 全 管 理 状 況	
事 故 に 関 す る 違 反	法 令 等 の 違 反	
	契 約 等 の 違 反	

事故後の措置	対応：補償等	
	再発防止策	
	改善の確認	(氏名：確認日) : 年 月 日 ( ) (方法及び結果)
関係機関の処置	労働基準監督署	
	警察署	
	その他機関	
添付書類	① 事故状況説明図（位置図・平面図・断面図等） ② 事故現場の写真 ③ 安全管理体制図 ④ 下請人指導責任者届（写）（下請契約がある場合） ⑤ 施工体制図（下請契約がある場合） ⑥ 労働者死傷病報告（写）（労働災害の場合） ⑦ 使用停止等命令書及び報告書（写）（法違反があり停止等の命令を受けた場合） ⑧ 是正勧告書及び報告書（写）（法違反があり是正勧告を受けた場合） ⑨ 指導票及び報告書（写）（法違反ではないが改善指導を受けた場合） ⑩ 医師の診断書等（写）（全治日数等（見込みで可）がわかるもの） ⑪ その他	

- 注) 1 被災者、被災物件が複数ある場合は記載欄を修正、不足する場合は記載欄を追加し記入する。  
 2 添付書類は事故内容に応じた資料のみ記入し、法令等のために該当しないものは不要とする。